

28 会広整監第 24 号

平成 28 年 12 月 26 日

会津若松地方広域市町村圏整備組合

管理者 室 井 照 平 様

会津若松地方広域市町村圏整備組合

監査委員 江 川 辰 也

監査委員 長 澤 操

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松地方広域市町村圏整備組合監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

2 監査の対象

会津若松地方広域市町村圏整備組合

3 監査対象期間 平成 27 年度事務執行分

4 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査の着眼点」の「第 1 財務事務監査の着眼点」、「第 2 経営に係る事務事業監査の着眼点」及び「第 3 工事監査等の着眼点」等に基づき、事務の正確性、合規性の検証、経営に係る管理の経済性及び効率性並びに有効

性等について、監査を実施した。

5 監査実施内容

関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定したうえで、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

また、郵券現在高と郵券受払簿の照合について、現地調査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

書類審査 監査事務局内 平成28年8月19日～平成28年10月14日

現地調査 平成28年11月16日

対面監査 河東支所3階会議室 平成28年11月14日

7 監査の結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。なお、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行にあたって留意されたい。

○沼平最終処分場調節池点検用タラップ設置工事における適正な設計・積算及び変更内容の取扱いについて（環境センター）

当該工事における点検用タラップ及びフェンス用ドアの

資材単価、更にはその取付け労務費について、業者見積を採用したとのことであるが、その採用にあたっては福島県土木部の「設計資材単価等決定基準」「施工歩掛決定基準」に準拠すべきものであり、複数（建築工事にあつては3社以上）の参考見積もりを収集したうえで、異常値の確認や資材単価については類似品補正など検討したうえで採用すべきものである。

そのうえで、これら検討された内容は「見積による資材決定調書」等の調書として設計書に添付し、検算者や設計審査者、更には第三者がその妥当性を検証できるものでなければならない。

また、点検用タラップ取付けに伴う枠組足場については、受注者からの変更協議により、設置寸法や養生シートの削除等の変更を承諾したものであるが、その数量や請負代金額の取扱いについては協議書に明示がなされていなかった。

特に、請負代金額の変更については原則、発注者と受注者が協議して定めるものであることから、請負代金額の取扱いについて協議書や場合によっては変更契約書の中で明文化すべきである。

設計書作成業務や工事内容の変更も含めた工事の発注や施工管理にあたっては、監督員はもとより組織的なチェッ

クのあり方を検証するとともに、人材育成にも留意のうえ、
再発防止を図るよう努められたい。